

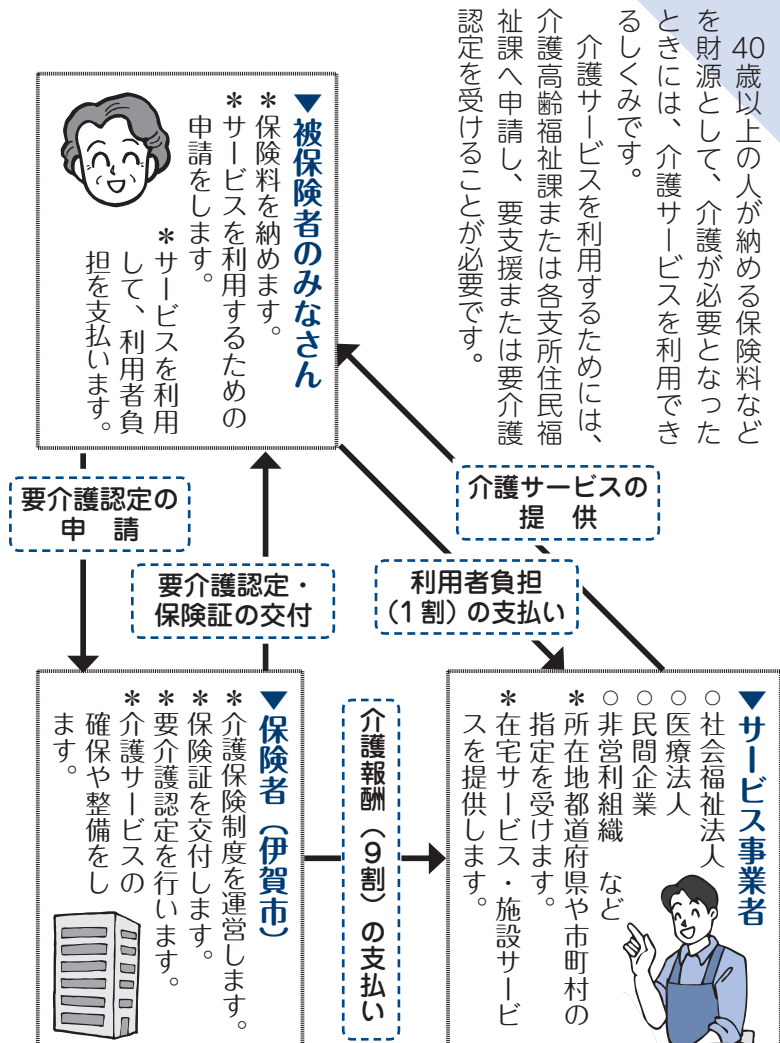
あなた自身や家族の将来を支える

介護保険のしくみ、知っていますか

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていこうというものです。介護保険制度の運営は、40歳以上の人に納めていただいた保険料と国・県の負担金などの公費でまかなわれています。

40～64歳の人（第2号被保険者）の介護保険料は、加入している医療保険料と一括して納めていただきます。65歳以上の人（第1号被保険者）は受給中の年金から特別徴収（天引き）するか、市から送付する納付書で個別に納めていただきます。

■介護保険制度のしくみ



■介護保険料納入通知書を発送します

介護保険料は、7月に本算定を行い、その算定結果に基づいて、7月中旬に第1号被保険者の皆さんに保険料の納入通知書を発送します。

今回お届けする通知書の保険料額は、前年中の所得に基づいた今年度の住民税の課税状況を基に保険料段階で算定したものです。

所得段階	対象者	保険料の割合	年間保険料
第1段階	生活保護受給者または市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	基準額×0.5	25,014円
第2段階	市民税非課税世帯で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.5	25,014円
第3段階	市民税非課税世帯で、第2段階に該当しない人	基準額×0.75	37,521円
第4段階	世帯に市民税課税者がいて本人が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.9	45,026円
第5段階	世帯に市民税課税者がいて本人が市民税非課税で、第4段階に該当しない人	基準額	50,028円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.15	57,533円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	基準額×1.25	62,535円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.5	75,042円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の人	基準額×1.75	87,549円

「問い合わせ」

介護高齢福祉課

TEL 26・3939

FAX 26・3950

■保険料の納め方

保険料の納付は、年金からの天引き（特別徴収）が基本ですが、一部、納付書または口座振替での納付（普通徴収）の場合があります。

①特別徴収の場合

老齢・退職年金、障害年金、遺族年金の受給額が年額18万円（月額1万5千円）以上の人は、年金から保険料を天引きしますので、被保険者の人が改めて納付の手続きをする必要はありません。

②普通徴収の場合

特別徴収の対象とならない人は市から送付する納付書が口座振替で納めていただきます。

▼特別徴収の対象とならない人

- 老齢・退職年金、障害年金、遺族年金の受給額が年額18万円（月額1万5千円）未満の人
- 年金の年額が18万円以上で次に該当する人
 - * 年度途中で65歳になり、第1号被保険者となった人
 - * 年度途中で他市町村から転入し、被保険者となった人
 - * 年度当初4月1日現在で年金を受けていなかった人
 - * 年金の現況届の提出が遅れた人
 - * 年金を担保にして資金の貸付を受けた人
 - * 老齢福祉年金を受給している人

■納付書で納める人へ

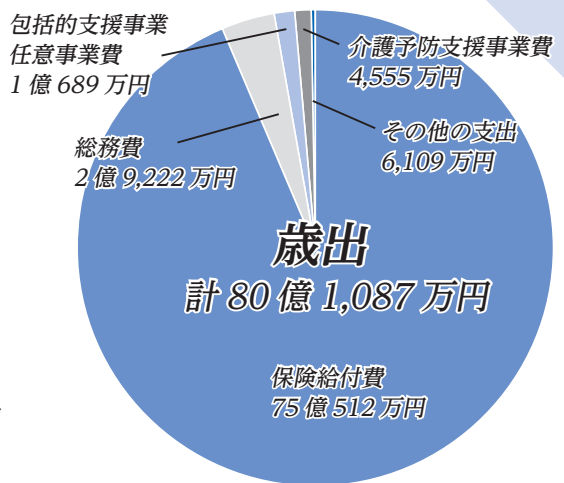
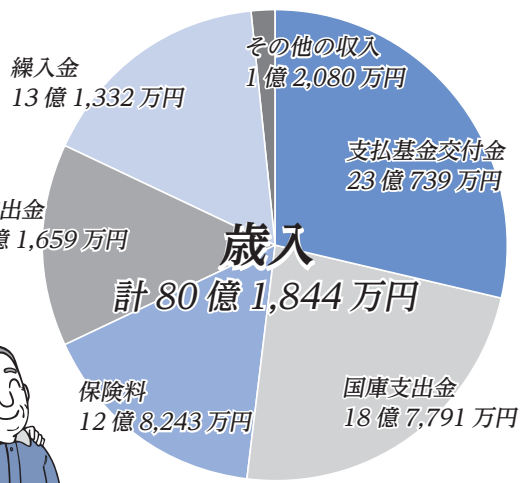
保険料は各納付書に記載の納期限内に納付してください。また、口座振替の手続きをすると納め忘れもなく便利です。※口座振替の依頼用紙は市内の各金融機関窓口にあります。

■保険料を納めなごうか？

滞納した期間に応じて、介護サービスの利用者負担が1割から3割に引き上げられるほか、高額サービス費などの支給が受けられなくなりますので、ご注意ください。

■介護保険事業特別会計

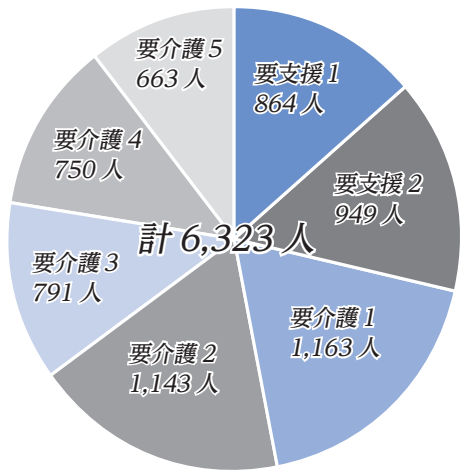
平成22年度決算



※収支差額 757万円は国・県負担金の超過交付額返還金や介護保険給付費準備基金の積立金として翌年度に繰り越されます。

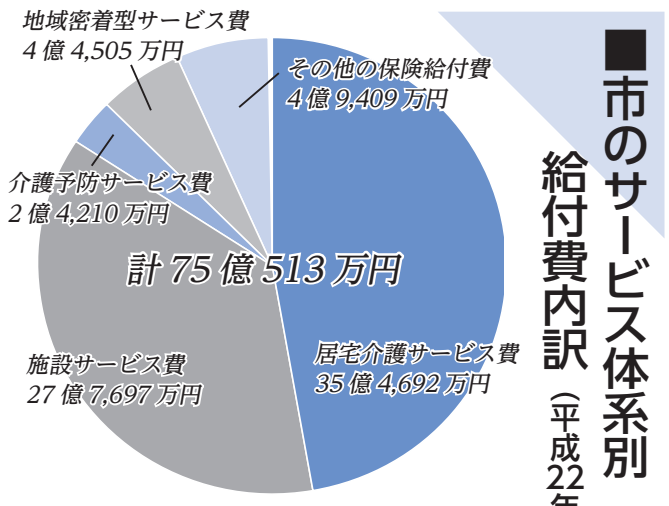
■市の要支援・要介護認定者数

(平成23年3月末現在)



対前年比：3.9%増

■市のサービス体系別給付費内訳 (平成22年度)



対前年比：6.7%増